2017年度 サービス産業海外展開支援リテイン事業

業務委託公募要項

2017年4月10日

ジェトロ・ソウル事務所

所長　　保科　聡宏

ジェトロ・ソウル事務所では、サービス産業分野における進出日系企業の事業活動円滑化および大韓民国への日本企業の新規進出支援を目的として、当該分野の現地情報に詳しく、原則日本語で相談・報告が可能である法人をリテインし、経営・進出等に対する個別・具体的な情報を収集するとともに、当地にて日本企業のための個別相談、ビジネスマッチングを業務委託できる個人または法人を募集しております。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき、ジェトロ・ソウル事務所宛に応募書類をご提出ください。

**1.　事業目的**：

日本の企業のサービス産業の海外展開を支援するため、当該国・地域の当該分野専門家による相談対応や現地企業・パートナー等とのビジネスマッチング支援などを行う。

**2.　業務委託内容**：

(1)　対象分野（専門分野）

①流通・小売業、外食業など各サービス分野

②法務、労務、税務、会計、不動産、マーケティング等各分野

(2)　次の4つの業務を行う。

①　相談対応業務

②　ビジネスマッチング支援業務

③ マッチング・フォローアップ業務

④ 基盤強化活動

**①　相談対応業務**

既進出日系企業もしくは進出を検討する日本企業から、サービス産業分野における事業運営・進出などに関する相談依頼があった場合に対応する。主な業務内容は以下のとおり。

A．E-maiｌ相談
使用言語は日本語とし、1件につきA4用紙1～2枚（1,200～2,400字）程度を回答量の目安とする。

B．当地ブリーフィング（セミナーやワークショップでの情報提供を含む）

1件当たり1時間程度を目安とする。

C．市場調査同行

1件当たり1～2時間程度を目安とする。

また、本業務による主な情報提供内容は以下のとおり。

* 当地市場情報（規模、特徴、最新トレンド、売れ筋商品、流通販売ルート等）
* 当地商業施設、店舗、商業開発区、商圏・立地に関する情報（必要に応じて視察同行も含む）
* 当地日系、地場、外資の同業およびパートナー企業情報
* 当地制度情報、会社設立手続き等、投資全般に関する情報　等

**②　ビジネスマッチング支援業務**

既進出日系企業もしくは進出を検討する日本企業から、サービス産業分野における当地パートナー候補企業とのマッチング依頼があった場合、パートナー候補企業選定や商談アレンジ・サポートなどに対応する。主な業務内容は以下のとおり。

A．パートナー候補企業の抽出、マッチング企業の選定

日本企業のサービスに関心を持つ可能性のある当地パートナー候補の基本情報を収集し、当該日本企業等へパートナー候補リストとして提供する（担当者名、連絡先等の確認まで行う）。

B．パートナー候補企業の関心度ヒアリング

上記A．でリストアップした売り込み先について、ジェトロから指示があった場合、各当地パートナー候補の商談関心度合いをヒアリングする。

Ｃ．商談アレンジ・アポイントメント取得

ジェトロからの指示に基づき、当地へ出張する日本企業等と当地パートナー候補との対面による商談をアレンジする。対面による商談が実施、完了自他時点で1件と数える。

日本企業等の都合によりキャンセルとなった場合は、対面による商談が実施されなくても対価を支払うこととする。

D．商談同行・サポート

対面による商談に同席し、商談フォローを行う。対面による商談が実施、完了した時点で1件と数える（1件あたり30分程度を目安とする）。

※集団マッチング支援について：

ジェトロが主催/共催する商談会・展示会等にあわせ、日本から参加する複数の企業との商談をアレンジするために、当地パートナー候補を複数会場に招致する場合には、上記A～Dを準用する。ただし、具体的には各商談会・展示会等の開催要領を踏まえ協議する。

a)複数の当地パートナー候補の事前選定・リストアップ、ヒアリングについては、参加企業

のニーズをもとにジェトロが指示する。

ｂ）招致した複数の当地パートナー候補と参加企業の商談を個別にアレンジできる場合には、6．(2)③を準用する。ただし、事前の個別商談アレンジが困難な場合には、当地パートナー候補を商談会等の会場に招致したことをもって1件の商談アレンジ/アポイント取得をしたと解し、上の6．(2)③を適用することとする（商談会当日の当地パートナー候補来場の確認、商談のコーディネートも含む）。なお、商談会当日に当地パートナー候補が来場し、商談が1件以上行われた場合にカウントの対象とする。

ｃ）商談会当日に、ジェトロの指示に基づき、個別の商談に同席・サポートを行う場合は、

6．(2)④を準用する。

**③　マッチング・フォローアップ業務**

上記2. (2) ②においてビジネスマッチング支援を行った後に、当地パートナー候補企業等に対し、ジェトロが指定する時期にその後の商談の進捗状況、マッチングイベントに関する評価・要望等を電話・E-maiｌ等で確認し、所定のフォームで報告する。また、ジェトロ事業参加企業および現地パートナー候補からの要望に応じた、両者の橋渡しのためのフォローアップを行う。

**④　基盤強化活動**

対象分野のサービス産業の当該地域での進出支援に寄与する情報の収集・提案を行う。主な業務内容は以下のとおり。

A．規制・制度・市場に関する調査レポート作成
ジェトロが実施するマーケティング情報提供等の一環として、ジェトロの指示に基づき、当地のサービス産業市場の動向や外資規制等を調査し、レポートを作成する。1件につきA4用紙１～2枚（1,200～2,400字）程度を目安とする。

B．パートナー候補企業リスト作成（調査レポートとして報告）

ジェトロの指示に基づき、当地における特定サービス産業分野のパートナー候補企業のリストを作成する。1件につきA4用紙１～2枚（1,200～2,400字）程度を目安とする。

C．韓国で効果的と考えられる海外展開支援プログラムの実施方法に関する提案

ジェトロの展示会開催、パートナー候補招聘等に際し、ジェトロの要望に応じて、サービス産業海外展開支援事業に対するアドバイス・提案等を面談にて行い（1時間程度を目安とする）、報告書にて報告する。

日本語でA4用紙1～2枚（1,200～2,400字）程度でのアドバイス・提案も可能とする。（例：商談会を企画する際に当地パートナー候補を招致しやすい時間帯・ブースデザインに関する提案、出品物選定のアドバイス等）

(3)　報告書

月次報告書を作成し、ジェトロ・ソウル事務所に提出する（別途指定する形式による）。

 (4)　その他

ジェトロの要請に基づく関連業務、また、必要に応じて業務出張の可能性がある。出張に係る経費(交通費、宿泊費等)はジェトロが負担。

**3.　業務委託カバーエリア**：

　　大韓民国

**4.　使用言語**：

　　「日本語」および「韓国語」

**5.　募集人数**：

　　最大3者

**6.　業務委託料（税込み）：**

（１）業務委託単価

業務が生じた際の出来高払いとし、単価は以下のとおり。

なお、各件数については、支援の内容・程度に応じて、ジェトロと協議の上、決定することとする。

1. 相談対応業務

Ａ.E-Mail相談対応業務：1件の照会への回答（A4用紙1～2枚前後）につき　220,000

ウォン

Ｂ.ブリーフィング業務：15分につき　55,000ウォン

交通費等の実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、ジェトロが別途指定し

た遠隔地（ジェトロの規定に基づく）でブリーフィングを行う場合は、交通費等

をジェトロが負担する。

ジェトロが要請した日本国内で実施するブリーフィング、セミナー等での情報提

供業務を行なう場合は出張に係る経費(交通費、宿泊費等)をジェトロが負担する。

なお、日本の所得税法に基づき、係る経費に源泉徴収額20.42%が本単価より徴収

される。(免税・減免対象国を除く)

　C．市場調査同行

1件当たり1～2時間程度を目安とし、15分につき55,000ウォン

1. ビジネスマッチング支援業務（事前予約制）：

A．売り込み先候補企業の抽出、マッチング企業の選定 1件につき　11,000ウォン

B．売り込み先候補企業の関心度合いヒアリング 1件につき　33,000ウォン

C．商談アレンジ/アポイントメント取得 1件につき　55,000ウォン

D．当日の商談同席・サポート　15分につき　 55,000ウォン

　③ マッチング・フォローアップ業務：1件につき 220,000ウォン

＊②③に関し、ビジネスマッチング支援業務、マッチング・フォローアップ業務実施に係る電話・メール等の通信費は委託料に含まれる。ただし、別途、ジェトロの許可を得て遠隔地のバイヤーを訪問する等の業務が追加的に発生した場合は、それに係わる交通費等をジェトロが負担する。

④ 基盤強化活動

A. パートナーレポート作成：1件につき　550,000ウォン

＊遠隔地のパートナー先候補企業を訪問するなど本業務を実施する場合は、事前にジェトロの許可を得て行うこととし、それに係る交通費等をジェトロが負担する。

B. サービス産業海外展開支援事業に関するアドバイス・提案・事業実施打ち合わせ：

1件につき　220,000ウォン

＊ジェトロ・ソウル事務所でのアドバイス実施を前提とした委託料。

交通費等の実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、ジェトロが別途指定した

遠隔地でアドバイス等を行う場合は、それに係わる交通費等をジェトロが負担する。

C. 規制・制度・市場調査等：1件につき　220,000ウォン

サービス産業を対象にした最新の消費動向、売れ筋商品、現地特有の商習慣、販売

方法、規制等に関する調査をジェトロの指示に基づき行い、書面にて報告する。

　（２）上限額

　　　　年間支払総額の上限額は４,９５０,０００ウォンとする。（3者合計）

　　　　（本事業はジェトロの指示に基づく出来高払いのため、本金額が受託先の年間受取総

額を保証するものではありません。）

**7.　応募資格**：

 　以下の基準をすべて満たすこと。

(1)　当地に現地法人、又は支店を有すること。

(2)　事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。

(3)　当該専門分野での業務経験が3年以上であること。

(4)　本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。

(5)　刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。

(6)　本事業及び他ジェトロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。

(7)　健康状態が良好であること。

(8) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、支援企業などからの要望に素早く対応で

きること。

(9) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

**8.　応募方法**：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェトロ・ソウル事務所宛に郵送または持参にて提出願います。

　　　※その他、応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

**9.　選考方法**：

ジェトロ・ソウル事務所が応募書類受領後、書類審査を経て採否を決定します(なお、必要に応じて面談を行うことがあります。）。選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。

(1)本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性

(2)本事業で求められる専門知識・人脈の有無

(3)過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）

(4)カバーエリアにおける販路開拓のためのマーケティング経験

(5)相談対応業務、ビジネスマッチング支援対応への機動力

(6)本事業の趣旨に沿った形で、日本語もしくは現地で通用する言語による業務が可能であること

　なお、採否理由はお答えできません。また、提出書類は返却できません。

**10.　応募期間**：

2017年4月10日（月）～ 4月24日（月）12:00

**11.　業務委託期間**：

契約締結日～2018年3月30日(金)

**12.　個人情報の取り扱い**：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

**13. 注意事項**

（１）委託契約の締結者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。

（２）委託契約の締結者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。

ただし、事前に書面によりジェトロの承認を得た場合に限り、再委託が可能です。

（３）委託契約の締結者は、ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書の知的所有権および事業成果はジェトロに帰属します。

**14.　応募先**：

ジェトロ・ソウル事務所（担当：李海昌。柴谷昌宏）

住所　ソウル特別市鐘路区清渓川路41　永豊ビル3階

E-mail : KOS@jetro.go.jp

TEL : 02-739-8657

FAX : 02-739-4658

以上